

【高齢受給者証】(限度額適用認定証) (限度額適用・標準負担額減額認定証) 7月31日に有効期限を迎えます。 更新をお忘れなく!

高齢受給者証

高齢受給者証も カードに変わります!

現在交付されている「高齢受給者証」の有効期限は7月31日です。8月1日からご使用いただく新しい受給者証は7月末に市役所から郵送します。今回郵送させていただきます。高齢受給者証は、保険証と同じようにカードに変わります。

- ◇高齢受給者証が届いたら...
 - ・新しい受給者証の記載事項などをご確認ください。
 - ・古い受給者証は、各支所または市役所保険年金課へお返しください。

高齢受給者証は、国民健康保険に加入されている70歳以上75歳未満の方に交付されるもので、70歳の誕生日の翌月(1日生まれの方は誕生日)から75歳で後期高齢者医療被保険者証の交付を受けるまでの間交付されます。(負担割合などは表2参照)

限度額適用認定証

限度額適用・標準負担額減額認定証

更新手続きが必要です。 お忘れなく!

現在交付されている「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日です。認定証をお持ちの方へは、更新に関するご案内を郵送しますので、同封の申請書を各支所または市役所保険年金課へ提出してください。

限は7月31日です。認定証をお持ちの方へは、更新に関するご案内を郵送しますので、同封の申請書を各支所または市役所保険年金課へ提出してください。

- ・持ち物
- ・国保の保険証
- ・認定証(現在お持ちの方)
- ・印鑑(認印)
- ・過去12か月で90日以上入院されている場合はその領収書

【表1】70歳未満の方の自己負担限度額

所得区分	3回までの限度額	4回目以降の限度額*2
一般の方	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
上位所得者*1	150,000円+(医療費-500,000円)×1%	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

*1 基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯および未申告世帯
*2 過去12か月間に高額療養費の支給が3回以上あった場合の4回目以降。
なお、国民健康保険税を滞納されている世帯には【認定証】が交付できませんので、保険税は納期限までに納めましょう。

【表2】70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額

所得区分	負担割合	外れの限度額(個人ごと)	入院時および世帯単位の自己負担限度額(月額)
一般の方	1割	12,000円	44,400円
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (4回目以降は44,400円)
低所得Ⅱの方	1割	8,000円	24,600円
低所得Ⅰの方			15,000円

注) 外来分は従来どおり高額療養費支給申請が必要です。

【表3】減額後の料金

所得区分	入院時の食代(1食当たり)	
一般の方(住民税課税世帯)	260円	
減額認定証該当の方(住民税非課税世帯)	入院期間が90日以内	210円
	91日以上	160円
70歳以上75歳未満の方で低所得Ⅱの方	100円	
70歳以上75歳未満の方で低所得Ⅰの方(住民税非課税世帯で年金受給額80万円以下または老齢福祉年金受給者)	100円	

※この「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」は入院時に使用するものです。随時受付をしていますので、入院前には忘れずに各支所または市役所保険年金課で申請してください。

《限度額適用認定証》
70歳未満の方が申請して認定されると交付されるもので、この認定証を提示することで、入院時の窓口での支払いが自己負担限度額までとなり、それ以上の高額療養費分の支払いが不要となります。(表1参照)

《標準負担額減額認定証》
70歳未満の住民税非課税世帯の方と70歳以上75歳未満の方で、かつ低所得の方が申請して認定されると交付されるもので、この認定証を提示することで、入院時の自己負担限度額と食事が減額されます。(表2・3参照)

※所得により、「低所得Ⅰ」と「低所得Ⅱ」の2種類があります。
低所得Ⅰ 住民税非課税世帯で、全ての世帯員の所得が一定基準以下
低所得Ⅱ 住民税非課税世帯
■保険年金課
☎(25)81-37

長寿医療制度からのお知らせ

平成20年度保険料を 7月中旬に通知します

4月1日から始まりました長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の平成20年度の保険料は、平成19年中の所得に基づいて計算し、7月中旬に全ての被保険者の方に保険料額をお知らせします。

① 保険料を4月支給分の年金から天引きで納付いただいた方	「年金天引きで納付」 天引きとならない場合は「9月以降納付書または口座振替で納付」
② 保険料を4月支給分の年金から天引きされていない方	「7月～9月は納付書または口座振替で納付し、10月からは年金天引きで納付」 天引きとならない場合は「7月～翌年3月を納付書または口座振替で納付」
③ 国民健康保険・国民健康保険組合以外の健康保険の被扶養者であった方	「10月から年金天引きで納付」 天引きとならない場合は「10月～翌年3月を納付書または口座振替で納付」

※保険料額の変更等により徴収方法が変わる場合があります。
※天引きとならない場合：年金の年額が18万円未満の方や、介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1を超える方などで、納付書または口座振替で納付いただきます。

保険料の納付方法は、原則年金からの天引きとなりますが、要件により上記の表のとおりとなります。

『限度額適用・標準負担額減額認定証』について

長寿医療制度の被保険者で、住民税非課税世帯に該当する方が申請して認定されると交付されるもので、この認定証を提示することで、入院時の自己負担限度額と食事が減額されます。現在交付されている認定証の有効期限は7月31日です。引き続き要件に該当すると思われる方には、更新に関するご案内を郵送しますので、同封の申請書を各支所または市役所保険年金課へ提出してください。

また、新たに減額認定証の交付を申請される方は、各支所または市役所保険年金課で申請してください(申請時には保険証と印鑑をご持参ください)。

■保険年金課
☎(25)81-37
滋賀県後期高齢者医療広域連合
☎077(52)3013

年金 国民年金保険料の納付が 困難な場合は ご相談ください!



国民年金には、経済的な理由で保険料を納めるのが困難な場合に、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。申請の手続きは、市役所保険年金課、各支所窓口、またはお近くの社会保険事務所国民年金業務課で行ってください。

制度の概要

① 保険料申請免除

本人・配偶者・世帯主の前年

② 若年者納付猶予

30歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の全額または一部が免除されます。
承認期間 7月～翌年6月

③ 学生納付特例

学生の方で、本人の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料が猶予されます。
承認期間 4月～翌年3月

※手続きの際には、学生証の確認が必要になります。

1日社会保険相談所(予約制)

▼日程 7月24日(木)
8月21日(木)
9月25日(木)
▼時間 10時～16時
▼場所 新旭公民館
▼申込方法 電話で予約してください。
【予約専用電話】
☎077(521)1489
大津社会保険事務所
平日 8時30分～15時15分